

議員（中野 一郎）

皆さん、改めてお早うございます。

5 番 中野 一郎でございます。よろしくお願いします。

本日、次の3点について質問致します。

まず1番目、監査機能の充実強化について、2番目、墓地の整備について、3番目、救急搬送の課題と対策について、以上3点について質問致します。

まず、1番の監査機能の充実強化についてです。

監査による監査機能を高めることを目的に、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に平成29年法第54号として公布されました。

平成29年地方自治法改正は、地方公共団体のガバナンスの適正性確保に向け、かなり大きなインパクトがありました。その枠組みは3つあって、そのうちの 하나가監査委員による監査の強化であり、総務省の支援による監査基準の策定、研修等を通じた監査委員の専門性の強化、執行機関等に監査結果の回答を求める勧告制度の創設であります。また、平成29年改正の地方自治法では、監査基準は監査委員が定めるものとするされました。

多度津町でも、令和2年3月9日付で多度津町監査委員監査基準が制定されています。

一方、全国各地の地方公共団体、これは香川県内の近隣市町も含めてですけれども、において、財務に関連する不正とか補助金の流用といったことが問題になっています。不正事件を起こした者に対する批判は当然であります。が、監査委員は一体何をしていたのだ、監査権は十分機能していないのではないかという批判も聞こえてきます。

このような中で、多度津町においてはこのような不正事件が発生していないことは幸いではあります。が、監査を執行され、その結果は議会にも報告されておりますけれども、監査機能を強化する意味から2点ほど伺います。

まず1点目が、不祥事が起きない体制づくりについて。

この中で、4点ほど伺います。

まず1番として、通帳及び印鑑の適正な管理についてということで、多度津町会計規則第44条の中に、出納機関の印鑑及び小切手帳は不正に使用されることのないようにそれぞれ別の容器で厳重に保管しなければならないと定められています。この中の「容器で厳重に」という言葉は非常に曖昧で、「施錠できる金庫等に」という言葉に代える必要があるのではないかと思います。

町役場の中では、町の公印以外でも各課等が所管する機関・審議会等、若しくは町が事務局または構成員・外部団体の団体印・職印・個人印等の印鑑が使用されています。

印鑑は施錠可能な金庫等で保管し、不正に現金を引き出せないよう、通帳と印鑑は異なる場所で保管する（公金取扱要領を定めている市町村では、少なくともこのような記載があります）と考えますけれども、不正が起こらないために、多度津町としてどのように考えられるか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の通帳及び印鑑の適正な管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会計規則第44条第2項では、「容器で厳重に」と規定をしておりますが、本町の出納機関の印鑑及び小切手帳は、施錠のできる金庫で異なる場所に厳重に保管をしております。また、協議会、協会、実行委員会等の本町が事務局や幹事長として各担当課が取り扱っております印鑑や小切手帳につきましては、準公金取扱要綱第6条第4号で、準公金に係る通帳及び印鑑は、金庫等、施錠が可能な場所に保管すること。この場合において、通帳及び印鑑は異なる場所に保管することと規定をしており、各課において規定どおりに保管をしております。

中野議員ご指摘の、会計規則第44条第2項の「容器で厳重に」の表現を「施錠のできる金庫等に」に改正することにつきましては、現在、不正行為が行われないように通帳及び印鑑の取扱いができておりますので、他に改正する必要が生じた際に、併せて改正をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、各業務に潜むリスクの再点検についてお伺いします。

現金による公金の支出を判断できたり、たとえ管理職であっても公金の収入・支出に係る事務を1人の職員で完結させていたりするなどの業務の洗い出しが必要ではないでしょうか。また、それらの業務の中のリスクの想定ができないか、あるいは不適切な場合があれば、二重チェック等が機能するように手順を見直す必要があると考えます。不祥事を発生させないためにも業務点検を実施しておく必要があると思いますが、業務点検についての考えをお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の各業務に潜むリスクの再点検についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公金の支出につきましては、防犯上や不正行為防止の観点から、原則現金での支出は行っておらず、支出の伴う業務を行う担当課で支出の原因となる工事業務、物品の納入等に関する契約について、支出負担行為の決裁を受けた後、これらの行為の完了確認の決裁を受けた上で、支出のための書類、支出

命令書を作成して担当課で決裁を行います。決裁終了後、支出額に関係なく全ての支出命令書を出納室に提出して、出納室において支出内容などの審査、決裁を行い、債権者に口座払い等の方法で支払い事務を行います。また、公金の収入事務につきましても、収入の伴う業務を行う担当課で収入のための書類、調定書を作成して担当課で決裁を行います。決裁終了後、調定書を出納室に提出して、出納室において内容などの審査、決裁を行い、徴税などの収納金を受け入れる事務を行っておりますので、収入、支出に係る事務を1人の職員で完結することではなく、担当課での決裁、出納室での審査、決裁と、二重チェックが機能する手順となっております。また、町議会などの本町が事務局や幹事長として各担当課が取り扱っている準公金につきましては、準公金取扱要領第6条第2号において、準公金の収入または支出に際しては、現金出納簿、収入伺い、支出伺いなどの書類を作成し、準公金管理者の確認を経て、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けること。第3号では、口座の届出印の管理責任者は準公金管理者とし、準公金に係る通帳の管理責任者は会計担当者とする。第5号では、口座に係るキャッシュカードは原則作成しないこと。第8条では、準公金管理者は、協議会などの幹事に決算報告書及び関係書類を提出し、監査を受けるものと規定されており、準公金につきましても収入、支出に係る事務を1人の職員で完結することではなく、二重チェックが機能する手順となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、3つ目、適正な人事配置、人事ローテーションについてお伺いします。

本町には、人事異動の基本方針の定めはありませんが、特定の職員が長期間同じ部署に所属することはないか、その中で特定の理由がある場合は除きますが、適切な人事ローテーションを図っているかどうかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の適正な人事配置、人事ローテーションについてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成17年に作成の多度津町人材育成基本方針の中で、係長昇任までの職員は在籍2年または3年のジョブローテーションを実施することとなっておりますが、現在は業務の複雑化、専門化に伴い、原則在籍5年までに人事異動を実施しております。今後も不祥事が起きない体制づくりの一環として、特に公金、準公金を取り扱う部署や外郭団体と業務を行う部署につきましては、1人の職員に長期間同じ業務を担わせないように、また個人ではなく、組織で仕事を進めるという意識を徹底し、職員の人事異動などがあっても的確に

業務を実施できるように、業務の標準化、見える化を徹底するためにも、適切な人事ローテーションを実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、4つ目の法令遵守の継続的推進についてお伺いします。

本町では職員を対象にコンプライアンス研修を実施していますが、受講できなかった職員への対応、例えば上司からのその資料に基づいたレクチャー等を含めて、全員が受講したことになるのか、また、そうでないのであれば、全員受講になるように努める必要があると思いますが、その点についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の法令遵守の継続的推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

コンプライアンス研修をはじめ、全職員を対象に行う研修を業務などのため受講できなかった職員へは、研修終了後に研修資料を配布しておりますが、研修内容について周知やレクチャーは行っておりませんので、全職員が受講したことにはなっておりません。各所属において、重要な内容については欠席した職員に伝えておりますが、今後は上司などからレクチャーを行うことを徹底して、全職員が研修内容を理解することができるように努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

それでは、その監査の関係の2つ目の質問ですけれども、包括外部監査の導入についてお伺いします。

包括外部監査の導入については、都道府県政令指定都市及び中核都市については義務づけられていますが、多度津町においても導入できないことはありません。

包括外部監査を行っている団体では、その結果を積極的に活用し、財政の見直しやサービスの改善に役立てていると聞いております。多度津町の政策判断、例えば将来負担比率の適正性等について行政に携わる者や、監査委員とは違った外部の専門家、公認会計士等の診断を受けてみることは重要なことだと思います。確かに、包括外部監査は多額の経費がかかるわけですが、大型事業等、例えば新庁舎建設等に適正な監査をすることができれば回収することができる経費だと思います。町長は包括外部監査を導入することについてどのように考えるかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の包括外部監査の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

外部監査制度は、平成9年、地方自治法の改正に伴い創設された制度で、外部の専門的な知識のある者と監査契約をすることにより、地方自治体の監査機能の専門性や独立性を強化し、また監査機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げることと組織及び運営の合理化に努めるとともに規模の適正化を図ることを目的として導入されました。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査の2つがあり、都道府県と政令指定都市、中核市は実施が義務づけられておりますが、その他の市町村につきましては、条例化しなければ外部監査ができないようになっております。

全国の実施状況であります。総務省が平成24年度分について行った地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果によりますと、義務づけ団体以外で包括外部監査を委託しているのは全国で1,658団体中11団体のみとなっております。監査に関する費用は、自治体の規模によって違いがあると思いますが、義務づけ団体以外の市町村の平均で約800万円となっており、多額の経費がかかるため、義務づけ団体以外の市町村の導入実績は増えておらず、総務省の調査も継続して行われておりません。

現在の本町における監査につきましては、地方自治法の規定により、監査委員として識見を有する者を1名、そして町議会議員のうちから1名の合計2名の方を任命しており、町の出納事務や財務事務などについて監査をいただいているところであります。

ご承知のように、識見を有する者として任命しております委員につきましては、高い識見を持った方として外部の方をお願いをしており、議会選出の委員とともに監査機能を果たしていただいているものであります。

また、包括外部監査契約の締結者である包括外部監査人は、全ての業務について監査を行うのではなく、監査のテーマを自分で決めて、テーマに関連する業務の監査を行うことになっておりますので、契約依頼者である町からこれを監査して下さいと頼むことはできないこととなっております。重点的に監査をお願いしたいことがあっても、希望どおりに監査されるものではないことや費用が高額であるため、本町と致しましては現在のところ包括外部監査の導入は考えておりません。

今後は、地方自治法の一部改正に伴い、令和2年3月9日に制定し、4月1日より施行しております多度津町監査委員監査基準に基づき、監査体制の強化に努めるとともに、包括外部監査を導入している市町村の実績や効果的な

監査方法などの情報収集を行い、不祥事が起きない体制づくりに努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

多度津町の財務事務等に関する町民の信頼を確保するためには、監査機能の充実強化は必要不可欠であります。今、山内室長がおっしゃったように、監査基準に基づいた監査体制の強化に今後努めていっていただきたいと思います。

そしてまた、今回の監査委員からいただいた監査結果、これは真摯に皆さん方に受け止めていただいて、対応策を講じていただければと思います。有難うございます。

以上で1番目の監査機能の充実強化の質問を終わります。

次に、2番目の墓地の整備について質問申し上げます。

最近、墓地の苦情をよく受けます。例えば、墓地の周りの樹木が墓石に被さっており、樹木を剪定してほしいとか、墓石の建っていない墓地に草木が繁茂し通行の邪魔になるとか、いろんな苦情が寄せられます。そのたびに、住民環境課に依頼し、対応していただいております。

一般的に、墓地を大きく分類すると、公営墓地と私営墓地に分かれます。また、多度津町の公営墓地は、町営墓地と地域墓地に分かれます。墓地の問題としては、墓地を持ってもお墓に来ない人です。そういう人の墓地は荒廃しています。周りの墓地に迷惑をかけています。せっかくお参りに来たのに、そういう墓地があると不快な気分になると思います。お墓の問題はそれだけでなく、管理する人がいない無縁墓も増えています。また、借主はいるがお墓の建っていない墓地にも問題があります。そういう人は、全く墓地を借りていることすら記憶にないので、墓地も荒れ果てています。

そのような中で、令和2年施政方針の環境に配慮した循環型社会の形成の中で、町長は墓地の整備検討につきましては、町営墓地は清掃委託により、また地域墓地は地域墓地管理団体への運営補助により、町営・地域、両墓地の適正な維持管理に努めてまいりますと述べられています。

以上のような問題を解決する方策として、3点ほどお伺いします。

まず1点目として、現在、本町が行っている管理されていない墓地や無縁墓の町営墓地と地域墓地に分けた現状・対応等についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

お早うございます。

中野議員の現在、町が行っている管理されていない墓地や無縁墓の町営墓地

と地域墓地に分けた現状・対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、町営墓地でございますが、現在、多度津町では、本台墓地、六地藏墓地、葛原墓地、葛原南墓地の4か所を設置しております。これらの町営墓地は、多度津町墓地設置条例及び多度津町墓地使用規則により使用している区画は、その使用者自身が清掃・管理することとなっております。貸付けされていない区画につきましては、町が定期的にシルバー人材センターに委託し清掃を行っておりますが、中野議員ご指摘のとおり、貸付けしている一部区画につきましては十分な管理がなされず、雑草等が繁茂した状態や墓石が倒れた状態などが見受けられます。

こうした管理されていない墓地については、定期的に年1回、使用者に対して適切に管理するよう文書等による指導を行っており、また利用者などから指摘や苦情及び職員巡回時に目に余るような状態を発見すれば、随時その使用者に対して指導を行っております。しかし、葛原南墓地以外の墓地につきましては、貸出台帳が整理されておらず、現在の使用者が不明な区画が増加しております。これにつきましては、墓地に墓地使用者調査のお知らせを掲示し、墓地使用者の把握に努めているところでございますが、一定数の無縁墓も存在すると推測されます。

現在、管理されている墓石と管理されていない墓石の調査を行っており、今後、貸出台帳の作成や管理されていない墓石、区画についての追跡調査を行い、無縁墓であると判断されたものは、墓地埋葬等に関する法律施行規則第3条に定める手続を行い、改葬を行った上で新しい使用者への貸出可能区画にしたいと考えております。

次に、地域墓地につきましては、現在町において把握している地域墓地は全部で29か所ございます。これらの地域墓地には、多度津町墓地設置条例及び多度津町墓地使用規則は適用されませんので、各地域墓地においてその使用のルールを定めて運用されております。ただ、規約のような形で明文化したものを整備している地域墓地は少なく、管理されていない墓地や無縁墓への対応も具体的な方策を持たず苦慮されているようで、毎年開催しております地域墓地意見交換会において、これから増加が予想される管理されていない墓地や無縁墓の対応といたしまして、墓地管理規約及び使用者台帳の整備をお願いしているところでございます。

なお、地域墓地管理者に対しては、町は毎年、地域墓地委託料や墓地の水道使用料を支出しているほか、多度津町補助条例に指定補助といたしまして、墓地整備事業と定め、30万円を超える事業に対しましては、100分の50以内の補助率で補助を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今も一部回答がありましたけども、墓地埋葬に関する法律、これは国の法律ですけれども、あるいは多度津町墓地設置条例第10条を適用した無縁墓の対応方法について伺います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の墓地埋葬等に関する法律や多度津町墓地設置条例第10条の適用した無縁墓の対応方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、多度津町墓地設置条例は本町の町営墓地にしか適用されませんので、町営墓地における対応といたしましては、条例第10条の使用権の消滅の規定に基づき、使用権が消滅し、無縁となった墓については、改葬または移転することが可能となりますが、実際に改葬を行う際は、墓地埋葬等に関する法律施行規則第3条の規定に基づき、必要事項の官報掲載及び現地に立札を設置し、公告を1年以上掲示するなどして、申出がなければ改葬申請が可能となりますが、あくまで行政法上の改葬許可の話であり、祭祀財産として墳墓、墓石等に係る所有権や地上権といった司法上の物権等については、民法等に照らして権利、変更等の手続が必要になる可能性もございます。実際に改葬に関する手続が法律に定められたとおりに行ったにもかかわらず、墓地管理者に損害賠償を命じた判例もございます。墓地管理者には、現に墓地を使用している者がいないことについて調査義務を尽くすことが求められていることから、無縁墓の処分に際しては細心の注意を払い、慎重に対応していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

墓地の整備の最後の質問ですけれども、今後進めていく無縁墓等の課題を把握した墓地整備の町としての対応方針について伺います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の今後の無縁墓等の課題を把握した墓地整備の対応方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営墓地における今後の墓地整備の対応方針につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在使用者の調査を行っておりますので、これにより使用者あるいは相続人が見つかった場合につきましては、墓地の適正な管理を求めてまいります。また、適正な管理が困難な状況の方であれば、ご改葬をご検討いただき、墓地の返還を求めてまいります。また、使用者あるいは相続人が存在しないことが確認された場合につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、無縁墓として改葬または移転も視野に入

れ、細心の注意を払い、慎重に検討し対応してまいります。

次に、地域墓地でございますが、それぞれ管理者において調査等を行っていただくこととなります。非常に煩雑な手続が必要となることから、無縁墓対策である墓地管理規約及び使用者台帳の整備を指導するとともに無縁墓の相談があれば町営墓地の取扱いに準じて各管理者に助言を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

墓地の整備については、多度津町だけでなく他の市町でも管理上の問題が多く起きています。今すぐに対応できないこともあると思いますが、先ほど言われた方針等に基づいて、町民が気持ちよくお墓参りができるような墓地の整備に取り組んでいってもらったと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の3番目の質問です。

救急搬送の課題と対策についてご質問します。

救急車の出動については、本来必要のない軽症の事例での出動が問題となる一方で、救急車を要請した学生に対し、消防本部が自力で病院に行けるとの判断から救急車を出動させず、その後学生が死亡し、裁判となった事例が県外で報告されています。

無駄な救急車出動をしないということも大切ではありますが、必要な救急出動がなされないことは絶対に避けなければなりません。あまりに、本来救急車の出動の必要がない軽症での要請が多いことはないか。また、救急隊員が足りないくらい非常に忙しいため、通報を受けても出動できないで済ませたことはないのかなど、様々な事態が考えられます。

このような中で町長は、令和2年施政方針の安心して暮らせる環境の整備の中で、増加が続く救急出動につきましても、安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報紙などで住民に救急車の適正利用の周知啓発を継続して行い、住民の理解と協力が得られるように努めてまいりますと述べられています。

過去3年間の多度津町の救急車出動の件数を見ると、平成29年、30年と1,050件程度の救急車出動がありましたが、令和元年度は950件と救急車出動件数は約100件ほど減少しています。これは町民への周知がなされて、改善されたものと思われます。

そこで、多度津町における救急車出動の現状と課題、対策について、5点ほど伺います。

まず1番目、急病以外の搬送。

多度津町での救急車の出動における約4割が入院の必要のなかった内容、急病以外の搬送ということで伺っておりますが、その詳細な内容について伺います。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の急病以外の搬送についてのご質問に答弁させていただきます。
急病以外の傷病名について、主なものを申し上げます。急性アルコール中毒、打撲、脱臼、捻挫、擦過傷、切創、骨折、むち打ちなどがあり、急病以外では打撲、捻挫などの軽度外傷が約88.9%を占めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次、救急車の出動の判断基準について伺います。

救急車出動の判断基準について、専門知識のない住民には分かりづらいので、どのような時に救急車を呼ぶべきか、呼んでよいのか、またこういう事例では救急車を要請するのはやめてもらいたいということについての説明をお願いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の救急出動の判断基準についてのご質問に答弁させていただきます。

救急車の出動に際しましては、住民からの119番通報などでの要請があれば出動いたします。救急要請が必要かどうかの判断基準につきましては特になく、個々の判断になります。しかしながら、救急車で行くと待ち時間がなく優先して診察してもらえる、救急車の利用が無料であり早くて便利だから、日中は用事があり受診に行く時間がなく、夜間に時間外受診をするのに便利だからなどといった考えで救急車を利用するのはやめていただくように、町広報紙やホームページで周知を図っております。

県におきましては、救急車の利用を迷った時のための一般向け救急電話相談と子供向け救急電話相談のサポート事業がございます。相談日時は、毎日午後7時から翌朝8時まで、365日相談に応じております。相談内容につきましては、すぐに病院へ行った方がよいのか、すぐに救急車を呼んだ方がよいのか、様子を見ても大丈夫なのかなどといったことを看護師が相談に応じてくれ、さらには必要に応じて医師がサポートをしてくれます。また、総務省消防庁がウェブ版とスマホ版で提供している「Q助」というアプリを利用して、簡易的に緊急度を判定するツールもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次に、頻回利用、同じ人が何回も救急車を呼ぶ事例についてお伺いします。
消防長（阿河 弘次）

中野議員の頻回利用についてのご質問に答弁させていただきます。

頻回利用の定義はございませんが、1年間に2回以上の複数回救急車を利用された方の人数を過去3年間について申し上げます。

2017年は98名、2018年は114名、2019年は92名おられましたが、複数回利用された方の中には、疾患を持ち自宅で療養中に悪化したため利用された方などがおり、全ての方が救急車の不適切利用ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの頻回利用のご回答の再質問ということでさせていただきます。

今、2回以上の複数回利用者は、今のお話ですと毎年100名近くいます。このような方々は、何らかの疾患を持ち自宅で療養している方々だと思います。このような方々に対して、健康福祉課とか他の役場内の部署と連携して個別に訪問して健康相談に乗ってあげることによって頻回利用の減少に繋がるのではないかと思います。この点についてお伺いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

今までは、健康福祉課と関係各課と連携が図れておりませんでした。健康福祉課長に確認しましたところ、当課が行っている健康相談や個別指導訪問業務の中で該当する方がいれば、指導することや相談を受けることは可能であり、また認知症疑いや独居高齢者、障害者など社会弱者と思われる方の場合には、健康福祉課だけでなく高齢者保険課や地域包括支援センターなどとの情報の共有や連携をしながらの対応も可能であると伺いましたので、今後は関係各課と機関の連携のもと、包括的に対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、隊員の方々の感染症の対策、コロナの対策も含めてですけれどもお伺いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の隊員の感染症対策のご質問に答弁させていただきます。

救急出動におきましては、感染予防策として感染防止衣、マスク、手袋、ゴーグルを着用して出動しております。帰署した際には、救急消毒室において、血液や嘔吐物等が付着した物は、廃棄物専用のボックスに捨て、携行救急資機材の消毒を実施しております。また、車内の汚染につきましては、消

毒用エタノール液で救急車に固定している資機材の消毒を実施した後、オゾンで車内全体の滅菌消毒を実施しております。さらには、定期的にオゾンを使用し、車内消毒を実施しております。

特に、新型コロナウイルス感染症の疑いのある傷病者を搬送する場合において、現場においてチェックシートを用いて詳しく観察を行い、疑いが高い場合には保健所に連絡を取り、活動の指示を受けるようにしております。さらには、疑いのある傷病者からの飛沫感染を防ぐため、傷病者には同意を得てマスクを着けてもらうようにして、救急隊員の感染防止に努めております。また、出動隊員につきましては、標準予防策、感染防止衣、マスク、手袋、ゴーグルの着用をしていれば、濃厚接触者には該当しないため、その後の活動には支障がございませんが、帰署後、出動した隊員には、シャワーを浴び、衣服の洗濯を実施するように指導しております。職員につきましては、常日頃から手洗い、うがいを励行し、自己の健康管理に努め、職場個人でできる感染予防対策を実施して感染予防に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後になりますが、この超高齢化社会がもたらす問題と救急医療体制の課題への対策について今後どう考えていくかをお伺いいたします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の超高齢化社会がもたらす問題と救急医療体制の課題についてのご質問に答弁させていただきます。

日本は高齢化社会であり、本町においても人口の約31.4%が65歳以上の高齢者でございます。救急搬送におきましても、昨年の救急搬送人員912名のうち、65歳以上の搬送は601名で約65.9%を占めております。今後も高齢化は進展していき、独居老人世帯の増加により発見が遅れることで症状が悪化した状態での救急要請、さらには老夫婦世帯、老老介護世帯の増加により、運転免許証の返納も促進されている中、家族による搬送手段に困ることなどが考えられます。また、高齢者は一般的に多くの疾患を抱え、多種類の薬を服用しており対応が難しく、認知症や高齢による身体の衰えで情報収集に時間を要するなども考えられ、現場での滞在時間が長くなることも予想されます。

昨年の65歳以上の搬送601名のうち、中等症以上の方は381名で約63.4%、64歳以下の搬送311名のうち、中等症以上の方は120名で約38.6%であり、高齢者の搬送における重症度の割合が高いです。また、過去3年間の救急搬送に占める高齢者の搬送割合は2017年が65%、2018年が65.3%、2019年が65.9%とほぼ横ばいの状態であり、今後も同じような傾向が続くと考えられます。

このような中、救急車の適正利用を訴えてもある程度しか抑制ができず、ま

た現状では公共の搬送手段は救急車しかございません。今後も、救急車の利用は大幅に減少することはないと考えられます。しかし、消防本部には、救急車は2台しかございません。最近では、救急出動が重複する頻度も多くなり、対応し切れない場合には近隣の消防本部に応援を要請して対応することもございます。救急車は町民全ての方の貴重な資源であり、本当に必要な方が必要なときに利用していただくためにも、住民の皆様方のご理解とご協力が必要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

限りある搬送資源、救急車を緊急性の高い事案に優先して搬送するためには、救急車の適正利用をこれからも進めていくことが必要だと思います。頻回利用や不適正利用の実態を今後も把握して、本当に緊急性を要する傷病者の対応が遅れないように、万全の措置をこれからも講じていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。